

令和4年6月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第 77号	北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部改正について	1

議案第 77 号

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金  
条例の一部改正について

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条  
例の有効期間を延長するため、関係規定を改める必要があるので、この条例  
案を提出する。

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金  
条例の一部を改正する条例

北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例（令和  
3年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

付則第2項前段中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改  
める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、予算の定めるところによりその残額を国庫に納付するものとする。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、予算の定めるところによりその残額を国庫に納付するものとする。</p>